

マクセル株式会社

定 款

(2023年3月1日改正)

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、マクセル株式会社と称し、Maxell, Ltd. と英訳する。

第2条（目 的）

当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

1. 電池に関する事業
2. 記録機器及び記録メディアに関する事業
3. コンピュータ周辺機器、オーディオ・ビジュアル機器及びそのアクセサリ等関連製品に関する事業
4. 電気器具及び電子応用機械器具に関する事業
5. 機能性部材料、精密加工・成型品並びに金型に関する事業
6. 光学部品並びに光学機器に関する事業
7. 医療用具、健康器具及び理美容品に関する事業
8. 前各号に関連するプラント及びその技術に関する事業
9. 倉庫業、不動産の賃貸業並びに建物及び建物設備の保守、清掃、警備等の総合管理に関する事業
10. デジタルコンテンツの企画、制作、販売及び配信に関する事業
11. その他前各号に付帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を京都府乙訓郡大山崎町に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、284,800,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会で定めた取締役がこれを招集する。取締役会で定めた取締役に事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに当たる。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数でこれを行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条（選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役）

代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会の決議によって選定する。

第 22 条（役付取締役）

1. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定する。ただし、取締役社長は、代表取締役でなければならない。
2. 業務上の都合により、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長を 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を置くことができる。

第 23 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 24 条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

第 25 条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たした場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 30 条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

第 31 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 相談役

第 32 条（相談役）

取締役会の決議により、当社に相談役を置くことができる。

第 7 章 計 算

第 33 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 34 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第 35 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の剰余金の配当に関する基準日は、毎年 3 月 31 日及び毎年 9 月 30 日とする。
2. 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 36 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条（監査役の実任免除に関する経過措置）

当会社は、第 70 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上